

五泉市 議会だより



第39号

平成29年
1月25日

■発行／五泉市議会 ■編集／広報委員会 ■議会事務局／〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1
TEL.0250-43-3911（内線370） FAX.0250-43-2716



蒲原神楽（1月1日 下大蒲原 神明宮）

年頭のごあいさつ

議長
林 茂



副議長
熊倉 政一



あけましておめでとうございます。

市民の皆さまには新春を健やかに迎えのことと、心よりお喜びを申し上げます。

また、日頃より市議会の活動に対しご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

年の瀬には、糸魚川市で大火により大きな被害が出ました。被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興が図られるよう願っております。

さて、振り返って昨年は、熊本地震、台風十号などをはじめ日本各地に大きな自然災害がありました。が、当市においては大きな被害を受けることもなく、心配された米の一等米比率もV字回復となり、ほっと一息ついた一年だったと思っております。

今、五泉市では少子高齢化への対応、産業や農業の振興をはじめ、克服すべき多くの課題を抱えております。市議会では市民の皆さまの声を十分にお聴きし、課題解決にむけ議論を尽くし、市政発展のため責務を果たしてまいりたいと考えております。

結びに、本年が皆さまにとりまして幸多い年となりますことを心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

12月 定例会

議員発議により百条調査委員会を設置

平成28年第4回12月定例会が12月2日に招集され、12月16日まで15日間の会期で開催されました。

初日には会期の決定、議長報告、当局報告のほか議員発議により「五泉市地酒で乾杯を推進する条例の制定について」が提案され可決されました。その後、一般質問の一部を行いました。

当局報告では、安中聡議員が市を訴えて係争中であった「損害賠償等請求事件」について最高裁判所の判決により市の勝訴となったことや、県内各地での鳥インフルエンザの発生状況と市の対応などについて、市長から報告を受け質疑しました。

5日は引き続き一般質問を行い、通告者全員の質問が終了しました。

翌6日は34件の当局提出議案が一括上程されて議案に対する質疑が行われた後、議案及び請願2件がそれぞれの所管常任委員会へ付託されました。また、「原水爆禁止五泉協議会の補助金事務の調査に関する決議」が議員発議され、地方自治法第100条の規定に基づく強力な調査権を持った特別委員会において、当該補助金事務が適正に執行されているのか調査を進めることを決定しました。

最終日には、「原水爆禁止五泉協議会の補助金事務調査特別委員会」の委員会経過報告の後、委員会付託案件について各常任委員会の審査報告に続いて採決が行われ、それぞれ可決・採択をしました。その後、教育委員の任命などの人事案件2件、議員派遣のほか、市長からの追加議案1件と議員発議2件、処分要求などを審議・採決して閉会しました。

12月定例会の日程

月 日	内 容
12月 2日(金)	本会議（開会、会期決定、議長報告、当局報告、乾杯条例の発議、一般質問など）
5日(月)	本会議（一般質問）
6日(火)	本会議（議案上程、質疑、委員会付託、百条調査の決議など）
8日(木)	総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会
9日(金)	建設産業常任委員会
12日(月)・15日(木)	原水爆禁止五泉協議会の補助金事務調査特別委員会
16日(金)	本会議（委員会経過報告、委員会審査報告、採決、議案審議、閉会）

編集後記

百条委員会の設置について

14
15損害賠償等請求事件
(当局報告)

13

委員会・会派の構成

12

乾杯条例の制定について

11

請願・意見書・当局報告

10

一般質問(10名)

9

議員別議案賛否一覧表

8
9

建設産業常任委員会

7

市民厚生常任委員会

6

総務文教常任委員会

5

委員会審査報告

4

議決結果・議案概要

3
4

第4回12月定例会

2

◆目次

ページ

主な議案の議決結果・概要

提出者	審 議 案 件		審査した 委員会 ※1	本会議 議 決 結 果	概 要
市	議第99号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	総務文教	可決	平成29年3月31日限りで新井頸南広域行政組合が新潟県市町村総合事務組合を脱退することから、同組合の規約を改正するものです。
	議第100号	五泉地域衛生施設組合規約の変更について	市民厚生	可決	新施設の建設に伴い、組合を構成する市町からの議員選出割合や負担金割合等を変更するものです。
	議第101号	五泉市議会の議決に付すべき事件を定める条例の制定について	総務文教	可決	五泉市総合計画の基本構想について、議決に付すべき事件として取り扱うため、新たに制定するものです。
	議第102号	五泉市議会議員及び五泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用に関して公費の支払い単価と公費負担の限度額を改定するものです。
	議第103号	五泉市議会議員及び五泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用ポスターの作成に関する単価を改定するものです。
	議第104号	五泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用ビラの作成に関する単価を改定するものです。
	議第105号	五泉市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税特例等の規定について改正するものです。
	議第106号	五泉市福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	指定管理者に管理を行わせる場合の詰替規定について改正するものです。
	議第107号	五泉市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	南っ子学童クラブの新設工事に伴い、同クラブの位置を五泉南小学校内から南本町1丁目1番29号に改めるものです。
	議第108号	五泉市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	五泉市障害者地域活動支援センターⅢ型さくらの里を廃止、及び移転する同センターⅡ型虹工房の位置を旭町7番44号に改正、並びに指定管理者による管理の規定について改正するものです。
長	議第109号	五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等の国民健康保険税に係る課税の特例等の規定を改正するものです。
	議第110号	五泉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	地方税法等の改正による五泉市税条例の一部改正に合わせ、五泉市介護保険条例の保険料の減免申請期限を改めるものです。
	議第111号	五泉市いきいきシニアプラザむらまつ条例の制定について	市民厚生	可決	介護予防事業等を実施する場として平成29年1月に完成予定のいきいきシニアプラザむらまつについて適正な管理・運営を図るため、設置目的、名称及び位置並びに管理運営などについて規定する条例を制定するものです。
	議第112号	五泉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について	総務文教	可決	現在の五泉市勤労青少年ホームを、勤労青少年の利用が減少していることなどから、勤労青少年福祉法に基づく施設から、市民が多目的に使用できる施設に用途を変更することに伴い、条例を廃止するものです。
	議第113号	五泉市栗島ふれあい館条例の制定について	総務文教	可決	五泉市勤労青少年ホームの用途変更により、施設の設置、名称及び位置並びに施設の使用などについて規定する条例を制定するものです。
	議第114号	指定管理者の指定について	総務文教	可決	五泉市障害者地域活動支援センターⅢ型「虹工房」について、指定管理者を公募した結果、「社会福祉法人 中東福祉会」を指定するものです。指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。
	議第115号	指定管理者の指定について	総務文教	可決	五泉市障害者地域活動支援センターⅠ型「あさひの家」について、指定管理者を公募した結果、「社会福祉法人 中東福祉会」を指定するものです。指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。
	議第116号	指定管理者の指定について	総務文教	可決	五泉市福祉会館について、指定管理者を公募した結果、「社会福祉法人 五泉市社会福祉協議会」を指定するものです。指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。
	議第117号	指定管理者の指定について	総務文教	可決	五泉市村松さくらんど物産直売所について、指定管理者を公募した結果、「グリーン産業株式会社」を指定するものです。指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。
	議第118号	指定管理者の指定について	総務文教	可決	五泉市村松観光開発会館について、指定管理者を公募した結果、「黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー」を指定するものです。指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。
	議第119号	指定管理者の指定について	総務文教	可決	五泉市村松黄金の里会館について、指定管理者を公募した結果、「黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー」を指定するものです。指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。
	議第120号	平成28年度五泉市一般会計補正予算（第7号）	総務文教 市民厚生 建設産業	可決	既決予算総額に2億2,633万8千円を追加し、歳入歳出予算総額を244億2,553万1千円とするものです。補正の主な内容は、歳入は障害児支援給付費負担金850万円、臨時福祉給付費補助金の経済対策分1億5,639万円の追加などで、歳出は弁護士応訴委託料74万5千円、臨時福祉給付金給付費1億5,639万円、プレミアム商品券発行事業補助金2,240万円の追加などです。

※ 1 総務文教：総務文教常任委員会、市民厚生：市民厚生常任委員会、建設産業：建設産業常任委員会

提出者	審 議 案 件		審査した 委員会 ※1	本会議 議 決 結 果	概 要
市 <					

※ 1 総務文教：総務文教常任委員会、市民厚生：市民厚生常任委員会、建設産業：建設産業常任委員会

総務文教常任委員会 審査報告

◎剣持 雄吾
○佐藤 浩
林 茂
安中 聡
今井 博
桑原 一憲
深井 邦彦

去る十二月六日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第九十九号

議第一百号

議第一百二号

議第一百三号

議第一百四号

議第一百五号

議第一百十二号

議第一百十三号

議第一百十四号

議第一百十五号

議第一百十六号

議第一百十七号

議第一百十八号

議第一百十九号

議第一百二十号

議第一百二十五号

議第一百二十六号

議第一百二十七号

議第一百二十八号

請願第五

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更にについて
五泉市議会の議決に付すべき事件を定める条例の制定について

五泉市議会議員及び五泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五泉市議会議員及び五泉市長の選挙における選挙運動用ボスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五泉市税条例の一部を改正する条例の制定について

五泉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について

五泉市粟島ふれあい館条例の制定について

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について

請願第六

給付型奨学金制度創設に関する請願

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書及び請願審査報告書に記載のとおり、それぞれ決定した次第であります。

また、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、教育委員会所管分の質疑の中で、「議第一百三号 五泉市粟島ふれあい館条例の制定について」に関連して、この五泉市粟島ふれあい館は、休館日や開館時間はどのようになっているのか、とたざしたところ、

現在の勤労青少年ホームは、土曜日と日曜日が午後五時までの利用となっていました。この条例を制定することにより夜間も使えるようになります。開館時間を拡大して、市民が利用しやすいように定めました。

また、年末年始を除いて全部開館する予定であります、との答弁でありました。

次に、議第一百二十号 平成二十八年五泉市一般会計補正予算（第七号）について、

総務課所管分の質疑の中で、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬二万五千円について、

今後、情報システム改修の予定があり、次のシステムはクラウド方式を採用するというところで、審議会から意見を聞くための開催費用です、との説明を受けて、

この審議会の委員は、どういった方がなっているのか。また、どれくらいの頻度で開催するのか、とたざしたところ、

メンバーは、弁護士がおひとり、民生委員の方など、五名をお願いしています。開催は、一回を予定しています、との答弁でありました。

次に、企画政策課所管分の質疑の中で、（総合戦略）ファミリー住まいの応援事業に関連して、

この補助事業は三年間の計画で、今年度で終了ということだが、実際三年が経とうとしている現在はどういう状況なのか、とたざしたところ、

二十六年度の事業開始から平成二十八年十一月三十日まで転入のあった世帯数は七十二世帯、人数は二百三十四人という数値になっています。

また、この事業において市内に建築された軒数ですが、住宅取得の補助金から考えますと、平成二十六年度は九十件の補助をしていきますので九十棟の家が新築または購入されたということになると思います。平成二十七年に補助金の対象になったのは七十五件、平成二十八年については十一月三十日現在で四十六件です、との答弁でありました。

次に、財政課所管分の質疑の中で、「議第一百十八号 指定管理者の指定について」に関連して、

五泉市村松観光開発会館の指定管理者について、提案された事業計画書から、平成二十四年四月から指定管理者として管理運営を行っている企業と地元企業との共同企業体である「黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー」が指定管理者として適当であると判断した、との説明を受けて、

事業計画の中でどれが新しい取り組みなのか、とたざしたところ、

ふるさと会館は、食堂をメインに事業を展開しています。新しいメニューということで過去にもチャレンジされてきたが、今度は例えば人気のあるラーメン店を出張で呼ぶなどのイベントを数多く打つことで、リピーターを確保したいという計画が載っています、との答弁でありました。

次に、「議第一百十九号 指定管理者の指定について」に関連して、五泉市村松黄金の里会館の指定管理者について、提案された事業計画書から、平成二十四年四月から指定管理者として管理運営を行っている企業と地元企業との共同企業体である「黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー」が指定管理者として適当であると判断した、との説明を受けて、

黄金の里は、冬期間は閉鎖されるため開設期間の中で売り上げ確保、また、観光客確保を考えなければいけない。難しい状況であるかと思うがこれまでの状況を踏まえ、今後の活動については、新しくどのようなことをするのか、とたざしたところ、

地元企業ならではのネットワークを活用するというところで、咲花温泉の宿泊客にこちらの名刺にも回つていた、たくさんPRをして、新たな来場者の確保に努めたいという計画になっています、との答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。

市民厚生常任委員会 審査報告

◎佐藤 渉
○伊藤 昭一

町田 俊夫
羽下 貢

広野 甲
熊倉 政一

白井 妙子

去る十二月六日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第百号

五泉地域衛生施設組合規約の変更に
ついて

議第百六号

五泉市福祉会館条例の一部を改正す
る条例の制定について

議第百七号

五泉市放課後児童健全育成事業条例
の一部を改正する条例の制定につい
て

議第百八号

五泉市障害者地域活動支援センター
条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議第百九号

五泉市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例の制定について

議第百十号

五泉市介護保険条例の一部を改正す
る条例の制定について

議第百十一号

五泉市いきいきシニアプラザむらま
つ条例の制定について

議第百二十号

平成二十八年度五泉市一般会計補正
予算（第七号）のうち本委員会所管
に属する事項

議第百二十一号

平成二十八年度五泉市介護保険特別
会計補正予算（第三号）

議第百二十三号

平成二十八年度五泉市後期高齢者医
療特別会計補正予算（第三号）

議第百二十八号

平成二十八年度五泉市一般会計補正
予算（第八号）のうち本委員会所管
に属する事項

議第百二十九号

平成二十八年度五泉市国民健康保険
特別会計補正予算（第三号）

議第百三十号

平成二十八年度五泉市介護保険特別
会計補正予算（第四号）

議第百三十二号

平成二十八年度五泉市後期高齢者医
療特別会計補正予算（第四号）

以上の十四件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、健康福祉課所管分の質疑の中で、議第百二十号 平成二十八年度五泉市一般会計補正予算（第七号）のうち、臨時福祉給付金事業（経済対策分）一億六千五百六十六万二千元に関連して、

一人暮らしの高齢者あるいは認知症等で、権利はあるが申請されない方はどのくらいいるのか。また、そういう人に対してフォロワーはどのようにしているのか、とたざしたところ、

二十八年度の申請率は九十一％で、一割くらいの方が申請をされていないということになりますが、申請されていない方の中には、お亡くなりになられた方、市外で課税されていた方、市外の課税者の扶養になっていた方もおり、認知症等で権利があっても申請されない方がどのくらいいるのかということ、把握しておりません、との答弁でありました。

さらに、純粹にもらえる方が申請をしないということとは、非常に不幸な事態だと思ふ。何らかの形でもって、当局からも市民サービスというか、フォロワーを願いたいと考えるがどうか、とたざしたところ、

個人の自己申告というのが原則で、来られなかった方には再送付でご案内しておりますが、それでも来られなかった方に、まだ来ていませんがいかがですかというところまではちょっと難しいと考えております、との答弁でありました。

次に、高齢福祉課所管分の質疑の中で、議第百十一号 五泉市いきいきシニアプラザむらまつ条例の制定

に関連して、

設置目的が、高齢者の健康増進、介護予防ということだが、交通手段がなくお年寄りが通うのは難しい。空き店舗はまだ何力所かあつて、駐車場に近い所もあったと思うが、何故ここが選択されたのか、とたざしたところ、

以前から商工会等に相談するなど利用可能な物件を探していましたが、この施設については持ち主の同意が得られ、この場所に決定したところであります、との答弁でありました。

また、常時何名ぐらい利用できると予定しているのか、とたざしたところ、

利用人数については、五泉地区でやっている悠遊館の実績が一日当たり約十一名程度で、そのくらいの実績になってほしいと考えております、との答弁でありました。

さらに、皆さんから利用してもらうという促進策について、どういう考え方を持ってやられるのか、とたざしたところ、

悠遊館やデイサービスなど、ほかの施設でも行っている子どもたちとの交流や、地域の方との交流などを工夫しながら、介護の施設ではなく介護を必要とする状態にならないため、元気な人がいつまでも元気でももらうための集まる場所を、五泉地区も村松地区も数多く増やしていきたいと考えているところであります。

いろんな情報も介護に関する人達も集まれる場所ということで村松地区の拠点というふうに考えております、この答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。

建設産業常任委員会 審査報告

◎阿部 周夫
◎長谷川政弘猪熊 豊
鈴木 良民牛腸 利栄
平井 敏弘

去る十二月六日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第二百十号

平成二十八年度五泉市一般会計補正予算（第七号）のうち本委員会所管に属する事項

議第二百二十二号

平成二十八年度五泉市簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）

議第二百二十八号

平成二十八年度五泉市一般会計補正予算（第八号）のうち本委員会所管に属する事項

議第二百三十一号

平成二十八年度五泉市下水道事業特別会計補正予算（第四号）

議第二百三十三号

平成二十八年度五泉市水道事業会計補正予算（第四号）

以上の五件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、農林課所管分の一般会計補正予算（第七号）

の質疑の中で、担い手育成事業、農地集積協力金交付事業補助金六百三十万円の増額について、離農される農家が農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りを行った場合に、所有面積に応じて一定額が補助されるもので、今年度確定した件数は二十一件の申請であります、との説明を受け、

その二十一件の合計面積はどのくらいか、また離農される面積で一番多いのはどのくらいか、とただしたところ、

全体としては三十一万三千二百五十一平方メートルで、一番多い面積は四万一千一百一平方メートルであります、との答弁でありました。

これに関連して、最近では離農される農家が多くなってきたおり、受け手よりも貸し手の方が多くなってきた。これに対し、今後十年、二十年先を見た場合、五泉市の農家の担い手をどのように確保していくのかプランはあるのか、とただしたところ、

離農される方が増えている大きな要因としては米価の下落が考えられますが、農家の担い手については全国的な問題であり、農地を守るという観点からも、個々の規模拡大農家への支援は必要であると思えますが、地域によっては集落的営農組織づくりが大切であると考えております。また今後は、地域おこし協力隊として都市部からご応募いただき、五泉市農業の担い手として、最終的には五泉市に定住していただければと思います、との答弁でありました。

りました。

次に、商工観光課所管分の一般会計補正予算（第七号）の質疑の中で、経済活性化推進事業、プレミアム商品券発行事業補助金二千二百四十万円について、実施期間を三月下旬から三箇月程度として、短期間での地元消費の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的に、プレミアム率二〇％、販売額一億円として総額一億二千万円のプレミアム商品券を発行することに対し、プレミアム分の二千万円に加えて事務費相当分の三分の二を、実施主体である商工関係四団体による実行委員会に補助金として交付するものであります、との説明を受け、

このプレミアム商品券の一人当りの購入上限額はいくらか、とただしたところ、

実行委員会での協議になりますが、五万円程度を限度額としたいと考えております、との答弁でありました。

これに対して、景気の下支えとして非常に有効と考えるが、限度額まで購入できる方と一万円分も買えない方もいることも十分考慮していただきたい、との要望がなされました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。

議員別議案賛否一覧表【○：賛成、×：反対、－：欠席】

提出者	議案番号	議案名	議決結果	議員名（議席番号順）																			
				1 深井 邦彦	2 桑原 一憲	3 白井 妙子	4 今井 博	5 安中 聡	6 佐藤 浩	7 長谷川 政弘	8 伊藤 昭一	9 佐藤 渉	10 平井 敏弘	11 牛腸 利栄	12 鈴木 良民	13 熊倉 政一	14 広野 甲	15 剣持 雄吾	16 羽下 貢	17 町田 俊夫	18 阿部 周夫	19 猪熊 豊	20 林 茂
市	議第99号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第100号	五泉地域衛生施設組合同約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第101号	五泉市議会の議決に付すべき事件を定める条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第102号	五泉市議会議員及び五泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第103号	五泉市議会議員及び五泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第104号	五泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第105号	五泉市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第106号	五泉市福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第107号	五泉市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第108号	五泉市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第109号	五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第110号	五泉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第111号	五泉市いきいきシニアプラザむらまつ条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第112号	五泉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
長	議第113号	五泉市栗島ふれあい館条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第114号	指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第115号	指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第116号	指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第117号	指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第118号	指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第119号	指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第120号	平成28年度五泉市一般会計補正予算（第7号）	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第121号	平成28年度五泉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第122号	平成28年度五泉市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第123号	平成28年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第124号	五泉市教育委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	

※1

※1 法律に特別の定めがある場合を除く外、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わりません。

提出者	議案番号	議案名	議決結果	議 員 名 (議席番号順)																		
				1 深井 邦彦	2 桑原 一憲	3 白井 妙子	4 今井 博	5 安中 聡	6 佐藤 浩	7 長谷川 政弘	8 伊藤 昭一	9 佐藤 渉	10 平井 敏弘	11 牛腸 利栄	12 鈴木 良民	13 熊倉 政一	14 広野 甲	15 剣持 雄吾	16 羽下 貢	17 町田 俊夫	18 阿部 周夫	19 猪熊 豊
市	議第125号	五泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第126号	五泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第127号	五泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第128号	平成28年度五泉市一般会計補正予算（第8号）	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第129号	平成28年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第130号	平成28年度五泉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第131号	平成28年度五泉市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第132号	平成28年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	議第133号	平成28年度五泉市水道事業会計補正予算（第4号）	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	※ 1
	議第134号	平成28年度五泉市一般会計補正予算（第9号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任と認める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
請願者	請願第5	旧ジャスコ五泉店解体措置に関する請願	採択	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	請願第6	給付型奨学金制度創設に関する請願	採択	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	
議員	発議第8号	五泉市地酒で乾杯を推進する条例の制定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	発議第9号	原水爆禁止五泉協議会の補助金事務の調査に関する決議	可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—	
	発議第10号	調査権限の付与に関する決議	可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—	
	発議第11号	給付型奨学金制度創設に関する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	

※1

※1 法律に特別の定めがある場合を除く外、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わっていません。

※ 議員に対する処分要求書が提出されましたが、採決の結果、否決されました。

一般質問(通告順)

12月定例会では10人の議員が一般質問（12月2日・5日）を行いました。通告順に従い、質問者の氏名をお知らせします。

通告順	質問者氏名	通告順	質問者氏名	通告順	質問者氏名
1	猪熊 豊	5	安中 聡	9	鈴木 良民
2	羽下 貢	6	深井 邦彦	10	阿部 周夫
3	町田 俊夫	7	白井 妙子		
4	桑原 一憲	8	今井 博		

当局報告

市長から6件の事項について、議会で報告を受けました。

◆鳥インフルエンザについて

高病原性鳥インフルエンザが、11月29日に関川村で、翌30日には上越市においても発生が報告されたことから、12月1日に「高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議」を開催いたしました。

更に、阿賀野市の瓢湖において県が回収したコハクチョウ1羽から、遺伝子検査機関でA型鳥インフルエンザウィルスが検出されたとの報告を受け、回収地点の半径10Km圏内が野鳥監視重点区域に指定され、この指定圏域に五泉市の一部の地域が含まれることから、県と協力しながら監視に努めてまいります。

なお、我が国では、これまでとり肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが人に感染した事例の報告はありません。

今後も安心メールやホームページにおいて、情報提供に努めてまいります。

◆11月24日の村松学校町地内の火災について

11月24日早朝、村松学校町地内の住宅から火が出ていると連絡があり、消防署から消防車両7台人員20名、消防団は積載車6台人員39名が出動し、1時間ほどで鎮火いたしました。

この火災で、火元の住宅1棟を全焼し、焼け跡から1名の遺体が発見されております。お亡くなりになられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

11月3日と15日にも建物火災が発生しており、消防団とともに一層の防火活動に努めてまいりたいと考えております。

その他の報告事項は、以下のとおりです。

◆損害賠償等請求事件について（P 13に掲載）

◆下水道工事の会計実地検査について

◆小型動力ポンプ積載車事故について

◆重大交通事故の多発について

請 願 に つ い て

— 次の請願を採択しました。—

◆請願第5

旧ジャスコ五泉店解体措置に関する請願

【提出者】代表

吉沢1丁目1組

町内会長 吉田一成

【紹介議員】阿部周夫、広野 甲、熊倉政一、鈴木良民、平井敏弘、佐藤 渉、伊藤昭一、佐藤 浩、白井妙子、桑原一憲、深井邦彦

◆請願第6

給付型奨学金制度創設に関する請願

【提出者】五泉市四ツ屋新

川崎一茶味

【紹介議員】猪熊 豊

発 議 に つ い て

— 次の発議を可決しました。意見書は速やかに関係省庁へ送付しました。—

◆発議第11号

給付型奨学金制度創設に関する意見書の提出について

【提出議員】剣持雄吾 外5名

【内 容】

学生の2人に1人が、将来の借金となる奨学金を利用しています。平均利用額は300万円にのぼり、多くが有利子です。

高校生は経済的理由から進学を断念する人が後を絶ちません。

日本学生支援機構は貸与型奨学金制度に関して、平成26年度に返還が3か月以上延滞している者が17万3千人、898億円にのぼると把握しています。

よって、国及び県におかれましては、保護者の収入に左右されずに教育の機会均等が保障され、学生が学業に専念できる社会実現のため、給付型奨学金制度を一刻も早く創設されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

【送 付 先】

内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、新潟県知事

郷土を愛するところで 地酒で乾杯 議員発議で条例提案・可決

◆発議第8号

五泉市地酒で乾杯を推進する条例の制定について

【提出議員】牛腸利栄 外6名

五泉市地酒で乾杯を推進する条例

【内 容】

豊かな自然と良質な水資源に恵まれた当市は、古くから酒造りが盛んなまちであり、市内で製造される地酒の品質の高さは郷土の自慢である。

市民が様々な行事や宴席において、地酒で乾杯することを通じ、地酒の一層の普及を推進することにより、元気で活力ある郷土の創造を図ることを目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の伝統産品である地酒による乾杯の習慣を広めることにより、地酒の普及を通じた地域の食文化への理解の推進に寄与することを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、地酒による乾杯を推進することにより、地酒の普及に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第3条 地酒の生産又は販売を業と

して行う者（以下「事業者」という。）は、市及び他の事業者と相互に協力することにより、地酒による乾杯を推進し、市内の日本酒産業の振興及び地酒の普及に取り組むとともに、地酒に関する知識の普及に努めるものとする。

（市民の協力）

第4条 市民は、市及び事業者が行う地酒による乾杯を推進する取組及び地酒の普及に関する取組に協力するとともに、地酒に関する理解を深めるよう努めるものとする。

（嗜好等への配慮）

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、地酒に対する個人の嗜好及び飲酒に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

猪熊豊氏の議員辞職により 各委員会の委員及び会派の構成が次のとおり変更になりました

◎委員長 ○副委員長

議会運営委員会

(定数：7人)

◎鈴木 良民 ○平井 敏弘
阿部 周夫 剣持 雄吾
伊藤 昭一 長谷川政弘
深井 邦彦

総務文教常任委員会

(定数：7人)

◎剣持 雄吾 ○佐藤 浩
林 茂 安中 聡
今井 博 桑原 一憲
深井 邦彦

市民厚生常任委員会

(定数：7人)

◎佐藤 渉 ○伊藤 昭一
町田 俊夫 羽下 貢
広野 甲 熊倉 政一
白井 妙子

建設産業常任委員会

(定数：6人)

◎阿部 周夫 ○長谷川政弘
鈴木 良民 牛腸 利栄
平井 敏弘 (欠員1名)

広報委員会

(定数：7人)

◎伊藤 昭一 ○鈴木 良民
阿部 周夫 佐藤 渉
佐藤 浩 桑原 一憲
深井 邦彦

会派のお知らせ

会派の構成員に変更がありましたので、1月1日現在の会派の状況をお知らせします。

(◎印は代表者)

清流クラブ

◎長谷川政弘 羽下 貢
白井 妙子 桑原 一憲

市政・こうめいクラブ

◎剣持 雄吾 広野 甲
鈴木 良民

未来都市創造クラブ

◎平井 敏弘 佐藤 渉
佐藤 浩

市民木曜クラブ

◎阿部 周夫 林 茂

政友クラブ

◎熊倉 政一 深井 邦彦

いずみ 泉水クラブ

◎牛腸 利栄 伊藤 昭一

未来クラブ

◎町田 俊夫

明るい五泉市作る会

◎安中 聡

五泉市日本共産党市会議員団

◎今井 博

懸案の訴訟事件に決着 市長が勝訴を報告

安中聡議員が、市議会において参政権の侵害と名誉棄損を受けたとして市に損害賠償を求めた事件は最高裁で却下の判断が出ました。これにより市の全面的な勝訴が確定しました。

【当局報告】

損害賠償等請求事件について (要約)

平成二十五年八月に安中聡氏より提訴された損害賠償等請求事件につきまして、判決が確定いたしましたのでご報告申し上げます。

訴状内容の主な事項は、「五泉市に対し、国家賠償請求として平成二十五年六月定例会及び九月定例会における出席停止処分、並びに辞職勧告決議に係るものとして、金三百万円を支払うこと。謝罪広告を掲載すること。」というものであります。

第一審 新潟地方裁判所の判決は、「原告の請求をいずれも棄却する。」となりました。

第二審 東京高等裁判所では、平成二十八年三月十七日に判決があり、「原判決を取り消し、控訴人の訴えをいずれも却下する。」となりました。控訴人はこれを不服として、平成

二十八年三月二十五日に最高裁判所へ上告されましたが、平成二十八年十月二十日に決定がありましたので、その主文を読み上げさせていただきます。

一 本件上告を棄却する。

二 本件を上告審として受理しない。

三 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

以上の決定により判決が確定し、五泉市の主張が全面的に認められた結果となりました。

なお、この度の裁判に要した弁護士への委託料につきましては、着手金五十九万七千三百円、これに加え判決が確定したことによる成功報酬金七十四万四千二百二十円にて、あさひ新潟法律事務所と契約したいと考えております。

また、「訴訟費用は控訴人の負担とする。」との判決により、民事訴訟費用等に関する法律で定められた日当・旅費・書面の作成費用として、八万円を控訴人に請求したいと考えております。

【質疑】

Q 弁護士費用と職員の出張費用、時間外勤務手当などを含めると全体の費用はいくらだったのか。

A 概算で三百三十万円と見込んでいます。内訳は弁護士費用百三十四万円、高裁への出張費二十九万円、弁護士との打ち合わせに出向く際の経費や書面作成の費用などで百六十八万円です。

猪熊 豊氏が議員辞職

猪熊 豊氏が平成28年12月19日付けで議長に辞職願を提出し、同日付で受理・許可されました。

同日に五泉市役所において日本共産党下越地区委員会が開催した記者会見において、猪熊 豊氏は、自身が会計として事務にあたった「原水爆禁止五泉協議会」の市の非核・平和推進事業費補助金の補助金受給に当たり不正な行為があったとして政治的・道義的責任をとり議員辞職するとしました。

原水爆禁止五泉協議会の補助金事務について 100条委員会を設置

◆発議第9号 原水爆禁止五泉協議会の補助金事務の調査に関する決議（12月6日議決）

【提出議員】阿部周夫 外5名

【内 容】 下記により、原水爆禁止五泉協議会の補助金事務の調査に関する決議案を提出します。
記

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について検査するものとする。

- (1) 補助金事務（非核・平和推進事業費補助金のうち日本共産党猪熊豊議員が会計を務める原水爆禁止五泉協議会分）に関する事項

2 特別委員会の設置

地方自治法第109条第4項及び委員会条例第6条の規定により委員7人からなる原水爆禁止五泉協議会の補助金事務調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終わるまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、50万円以内とする。

◆発議第10号 調査権限の付与に関する決議（12月16日議決）

【提出議員】鈴木良民 外6名

【内 容】 原水爆禁止五泉協議会の補助金事務調査特別委員会が調査する事件について、詳細な調査を行うため、同特別委員会に地方自治法第100条第10項の権限を付与するものとする。
なお、調査事項、調査期限、調査経費は変更しないものとする。

原水爆禁止五泉協議会の補助金事務調査特別委員会 （100条委員会）

（◎委員長 ○副委員長）

◎鈴木 良民 ○佐藤 浩 阿部 周夫 平井 敏弘 伊藤 昭一 長谷川政弘 深井 邦彦

100条委員会とは

100条委員会とは、地方自治法第100条に規定されている調査権を議会から委任された委員会の通称です。

議会から調査権を委任されることにより同条第1項の規定に基づき関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求できるほか、第10項の規定に基づき団体等に対して照会をし又は記録を請求できます。

調査権にはたいへん強い権限があり、正当な理由がなく出頭、証言、記録の提出を拒否した場合や虚偽の陳述を行った場合には、罰則があります。

この調査権は事実解明の手段であり、あくまでも事務事業の問題点を真相究明することで今後の改善などを図るものです。

原水爆禁止五泉協議会の補助金 事務調査特別委員会委員長報告

◎鈴木 良民
○佐藤 浩

阿部 周夫 伊藤 昭一 深井 邦彦
平井 敏弘 長谷川政弘

原水爆禁止五泉協議会の補助金事務調査特別委員会の経過について、ご報告いたします。

去る十二月六日の本会議において本特別委員会が設置され、十二月十二日と十五日に特別委員会を開催いたしましたところであります。

まず、総務課に対し、平成二十三年度から平成二十八年度までの五泉市非核・平和推進事業費補助金に係る原水爆禁止五泉協議会の補助金事務に関する一切の記録提出を求めたところ、次のことが判明いたしました。

一点目は、平成二十八年度の実績報告書については、総務課からの提出要求にもかかわらず、いまだに提出されていないこと。

配付しました資料の一枚目、「原水爆禁止五泉協議会（原水協）実績報告書」をご覧ください。ここでは、四点が判明いたしました。

一点目は、平成二十三年度から平成二十八年度までの六年間における原水爆禁止五泉協議会の代表者は、酒井赫氏であること。

また、同五泉協議会では、毎年一名ないし二名を長崎市及び広島市に派遣しているが、猪熊豊議員は、その内、平成二十五年に長崎市を、平成二十六年に

広島市を、それぞれ単独で訪問した事になったこと。

二点目は、これらの交通費、宿泊代、保険料等については、いずれも合算した金額の領収書が添付されているのみで、その内訳を証明する領収書等については、一切提出されていないこと。

三点目は、原水爆禁止五泉協議会から総務課に提出された実績報告書によれば、平成二十六年度に猪熊豊議員が一泊二日で広島市を訪問した際の交通費・宿泊費・保険料等の金額と、翌年の平成二十七年に一般市民お一人が四泊五日で広島市を訪問した際の金額が、九万六千六百八十円と同額であること。同じく、その際の現地交通費・食事代・通信費も同額の二万八千円であること。

四点目は、五泉市非核・平和推進事業費補助金に係る原水爆禁止五泉協議会への補助金は、平成二十三年度から平成二十八年度の六年間にわたり、猪熊豊議員の個人名義の口座に振り込まれていること。

これらの疑惑等を説明すべく、本委員会では十二月十三日付で原水爆禁止五泉協議会の代表、酒井赫氏に記録提出要求をいたしました。提出を求めた記録については、資料の二枚目のとおりであります。

また、総務課には、さらにさかのぼり平成十八年度から平成二十二年度の補助金事務に関する一切の書類の提出を求めたところであります。共に提出期限は、十二月二十日といたしました。

次に、証人の出頭要求についても十二月十三日付で行ったところであります。資料の三枚目をご覧ください。この度の出頭要求の範囲は、退職者を含む、総務課の歴代担当職員といたしました。

これらの証人喚問については、十二月二十六日に行うこととしております。

なお、記録の提出期限後の十二月二十二日にも本委員会を開催し、提出記録の確認作業等を行うこととしております。

平成二十九年一月以降は、原水爆禁止五泉協議会の代表及び関係者等に向けて、順次、出頭要求を行い、疑惑解明のために本委員会では全力を尽くしてまいりたいと考えております。

（平成二十八年十二月十六日 報告）



消防出初式（1月8日）



成人式 新成人誓いのことば（1月8日）

**糸魚川大火に
お見舞い申し上げます**

昨年十二月二十二日に発生した糸魚川市の大火で被災された皆さまに衷心よりお見舞いを申し上げます。

一日も早い復興を願い、市議会から見舞金をお送りさせていただきます。



初詣ごっこ みどり保育園（1月4日）

編集後記

市民の皆様におかれましては穏やかな新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。

今年の冬は一月上旬まで一度も除雪車の稼働がゼロという近年にない珍事となりましたが、一月十一日から本市でも雪が降り始め、今後の雪の状況が心配されます。

さて、皆さま方は「平成二十八年の出来事」と言ったら最初に何を思い出されますか？

糸魚川大火、アメリカ大統領にトランプ氏当選、新潟県知事選挙、熊本地震、リオオリンピックetc... 世界をはじめ日本も目まぐるしい変化をしています、今年も良い一年であることを願うものです。

■広報委員会

委員長 伊藤 昭一
副委員長 鈴木 良民
委員 阿部 周夫
佐藤 浩
佐藤 涉
桑原 一憲
深井 邦彦

” ” ” ”

議会に関するご意見・ご要望をお寄せください。

議会事務局 ☎(43) 3911 / E-mail:gikai@city.gosen.lg.jp / URL:http://www.city.gosen.lg.jp